

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	農林水産部農村振興課
内線番号	5023

No.	項目	内容
①	処分名	狩猟者登録
②	法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
③	法令番号	平成14年法律第88号
④	根拠条項	第55条第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	1. 狩猟免許を有している者であること。(法第58条第1号) 2. この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反、又は狩猟について必要な適性を欠くに至ったことが判明したことにより狩猟免許の効力の停止を受け、その期間が経過しない者でないこと(法第58条第2号) 3. 狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償について鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「環境省令」という。)で定める要件を備えていること。(法第58条第3号)
⑦	審査基準	法第55条、第56条、第58条、第59条 環境省令第65条、第66条
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	経由期間
		協議機関
		当該処分機関
⑫	問合せ	農林水産部農村振興課野生鳥獣担当 (電話)075-414-5022
⑬	備考	1. 環境省自然環境局野生生物課長通知(平成29年3月31日付け環自野発第1703312号)VI「狩猟」のVI-2の1「狩猟者登録」 2. 府外に居住する申請者については農村振興課で、それ以外の申請者については各広域振興局又は京都林務事務所で交付事務を行っている(振興局等から農村振興課への経由はない。)